

子育て看護職員等就業定着支援事業における加算基準等について

- 1 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7（3）に規定する24時間保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。
  - （1）対象施設  
保育の有無に関わらず、保育士等が24時間継続して児童を保育できる体制が整備されている病院内保育所
  - （2）24時間保育体制
    - ア 保育士等が24時間保育施設に常駐している病院内保育所で、夜間保育を実施し、その保育士等に対し24時間保育による手当等が支払われている病院内保育所。
    - イ 保育士等が24時間保育のため自宅待機等の制約を受け、かつその保育士等に対し24時間保育による手当等が支払われている病院内保育所  
ただし、自宅待機等の場合については、24時間保育加算額（17,060円/日）と同等若しくはそれ以上の額が支給されている場合に限る。
    - ウ 原則として、ア若しくはイによる場合とするが、各実施施設によって、勤務形態及び雇用形態は様々であることから、ア若しくはイによらない場合においても、別途協議を行うことにより加算対象とできるものとする。
- 2 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7（4）に規定する病児等保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。
  - （1）対象児童
    - ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の場合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な児童。
    - イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）
  - （2）対象疾病等  
感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性的疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。  
また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。
  - （3）施設  
病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。  
また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。
  - （4）職員配置等
    - ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。  
なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。
    - イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。
    - ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。
    - エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。
  - （5）利用事務手続等
    - ア 利用事務手続については、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。
    - イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。
  - （6）保育料の徴収

病児等保育に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や周辺施設の保育所等との情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

3 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7(4)に規定する緊急一時保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年児童を含む)

(2) 対象サービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者との契約を行い、3(1)により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

4 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7(4)に規定する児童保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象児童

病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童(以下「放課後児童」という。)

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保できること。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員(児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい)を1名以上配置すること。

5 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7(4)に規定する休日保育の実施に係る基準については、以下のとおりとする。

(1) 対象

次に掲げる日に保育サービスを提供した場合。ただし、次に掲げる日であっても、診療日として表示する日は除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く。)

6 「子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金交付要綱」の7の別表中で規定する保育料収入相当額は、24,000円に病院内保育事業の種別ごとに表1に掲げる保育児童数並びに保育月数を乗じた金額とする。

表1 上限人数

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人